

日本赤十字豊田看護大学公的研究費に係る内部監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、日本赤十字豊田看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査について必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 内部監査（以下「監査」という。）は、本学の公的研究費及び管理体制について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき、助言、提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。

(監査の実施)

第3条 監査は、不正防止計画の推進を担当する不正防止計画推進部署との連携により、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行う。

(監査部門)

第4条 監査部門は、最高管理責任者（学長）の直轄的な組織と位置づけ、必要な権限を付した監査員が実施する。

- 2 監査員は、本学の教職員をもって充て、監査部門として組織する。
- 3 監査体制に内部監査実施責任者（以下「責任者」という。）を置く。

(監査の統括)

第5条 監査体制は、最高管理責任者の命により、責任者が統括する。

(監査員の権限)

第6条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査対象部局及び関係部局等に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(監査の種類)

第7条 監査の種類を、次のとおりとする。

(1) 通常監査

通常監査とは、預金（通帳）の確認、収支簿の確認、証拠書類（領収証、見積書、納品書等）の確認、物品調達等の確認、設備備品等の寄附の確認等適正に執行されているか監査する。

(2) 特別監査

通常監査に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

(監査の区分)

第8条 監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、予め定められた監査計画に基づき定期的実施する。

3 臨時監査は、最高管理責任者が命じる事項または責任者が必要と認める事項について、随時実施する。

(監査計画書)

第9条 責任者は、予め監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要な事項を記載した監査計画書を作成し、最高管理責任者の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査員の義務)

第10条 監査員は、業務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(他の監査機能との関係)

第11条 責任者は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。

2 監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の方法について実効性の面から検証し、最高管理責任者は監事からの意見を受けなければならない。

(監査結果の報告)

第12条 責任者は、監査結果について監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、口頭をもって報告することができる。

(監査結果の通知及び改善等)

第13条 最高管理責任者は、監査報告書の内容について、対象の構成員に通知する。

2 前項の場合において、改善のための対策、措置等を講ずる必要があると認めるときは、当該対策、措置等を講じるよう併せて通知する。

3 対象の構成員は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を責任者に書面により回答しなければならない。

4 責任者は、前項の回答があったときは、当該回答を最高管理責任者に報告する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

(要綱の改廃)

第 15 条 この要綱の改廃は、経営会議の議を経て、最高管理責任者が行う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。